アジアのリーダー都市へ FUKUOKA NEXT

記者発表資料

News Release

令和３年７月 26 日

市政記者　各位

福岡市経済観光文化局
観光マーケティング課

休業要請への協力店舗等への家賃支援事業

緊急事態宣言に伴う休業要請に応じている飲食店等について、
**家賃支援金（５月分）の申請受付を８月 31 日まで延長**します。

現在、実施している「休業要請への協力店舗等への家賃支援事業（５月分）」の申請受付を、**８月 31 日まで延長**します。

５月分の申請受付については、当初７月 31 日まででしたが、事業者の皆様より多くの申請や問い合わせをいただいていることから、少しでも多くの事業者の方々にご利用いただけるよう、期間を延長することとしたものです。

報道関係の皆様におかれましては、広報へのご協力をお願い致します。

記

**1　対象事業者等**

緊急事態宣言に伴い、福岡県から休業要請を受けた酒類又はカラオケ設備の提供がある飲食店等で、要請に応じて５月 12 日から５月 31 日までの期間を休業した事業者を対象に支援

※6 月分の家賃支援は、６月１日から６月 20 日までの期間を休業した事業者を対象に支援

**2　申請受付期間**

変更前：令和３年６月７日（月）から７月 31 日（土）まで

**変更後：**令和３年６月７日（月）から**８月３１日（火）**まで

※6 月分の申請受付期間に変更はありません。（令和３年６月 21 日から８月 31 日まで）

**3　申請方法（【５月分】【６月分】をまとめて申請することができます）**

新型コロナウイルス感染症対策のため、下記専用サイトまたは郵送にて受け付けています。

詳しくは、専用サイトにアクセスし、ご確認ください。

https://fukuokacity-yachinshien.jp/

**4　お問い合わせ専用コールセンター**

福岡市家賃支援事務局　TEL:092-687-5193(受付時間：9:00～17:00、土日祝日を含む毎日)

**【リリースについてのお問い合わせ先】**
福岡市経済観光文化局観光マーケティング課　担当：原口　電話：092-711-4347（内線 2570）